

第6期浜中町まちづくり総合計画

【原案】

浜 中 町

目 次

第1部 序論

第1章 総合計画の趣旨	2
第2章 総合計画の位置づけ	2
第3章 総合計画の名称及び構成と期間、進捗管理	3
第1節 名称	3
第2節 構成と期間	3
第3節 計画の進捗管理	4
第4章 総合計画策定の背景	5
第1節 浜中町の概要	5
第2節 本町の現状	6
第3節 浜中町を取巻く社会・経済動向	8
第4節 まちづくりの現状と課題	10

第2部 基本構想

第1章 めざすまちの姿	14
第1節 基本理念（浜中町民憲章）	14
第2節 まちづくりの基本的な考え方	15
第3節 浜中町のまちづくりのテーマ（将来像）	15
第4節 実現に向けた基本姿勢	15
第5節 将来人口の指標	16
第6節 土地利用の基本方針	18
第2章 将来像実現のためのまちづくりの分野別基本目標	19
第1節 まちづくりの基本目標	19
第2節 施策の体系図	20
基本目標1 産業の垣根を越えて、みんなで築きあげる活力あるまちづくり	
基本目標2 自然を守り未来につながる住みよいまちづくり	
基本目標3 災害に強く町民によりそったまちづくり	
基本目標4 子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくり	
基本目標5 豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり	
基本目標6 地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり	
第3章 将来像の実現に向けて	21
第1節 戦略プロジェクト	21

第1部 序論

第1章 総合計画の趣旨

第2章 総合計画の位置付け

第3章 総合計画の名称及び構成と期間、進捗管理

第4章 総合計画策定の背景

第1部 序論

第1章 総合計画の趣旨

本町では、まちづくりの基本となる総合計画をこれまで5期にわたり策定してきました。平成22年度(2010年度)からは「第5期浜中町新しいまちづくり総合計画」を策定し、「生命支える大地と海 自然と調和するまち はまなか ～未来につながる豊かな環境～」をまちづくりのテーマ(将来像)と定め、その時代背景や社会情勢に対応しながら総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

しかしその間、人口減少や少子高齢化の進行、基幹産業である農・漁業を取り巻く環境の変化、公共施設等インフラの老朽化、東日本大震災や西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震等の大規模自然災害の発生など、多くの難題に直面しています。

このような中で、本町においても国の「地方創生」政策を受け、平成28年(2016年)3月に「浜中町人口ビジョン」及び「浜中町創生総合戦略」を策定し、産業の後継者対策や子育て環境の充実など、地域経済の発展と活力ある地域社会の形成を目指し、人口減少、少子高齢化対策に取り組んでいるところです。

また、地震や津波などの大規模自然災害の発生が本町においても懸念されており、防災拠点としての機能を備えた役場新庁舎の建設や防潮堤、避難道の整備、津波防災避難訓練や防災教育の推進など、災害に強い安心・安全なまちづくりを進めているところです。

しかし、このように様々な課題が山積する中にあるには、今まで以上に産業振興を基本に、町民と行政が協働しながら、本町ならではの安心・安全で個性豊かなまちづくりを目指す必要があります。

そのためにも、これまで推進してきたまちづくりの成果と反省を踏まえ、本町の持続可能な発展を継続するために、新しいまちづくりの指針となる「第6期浜中町まちづくり総合計画」を策定します。

第2章 総合計画の位置付け

平成23年(2011年)5月に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針となる基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定については地方自治体の判断に委ねられることとなりました。

本町では、厳しい財政状況の中でその限られた財源を有効に活用しながら、総合的かつ計画的に町政を推進するため、町民にまちづくりの長期的ビジョンを示す必要があると考えることから、浜中町総合計画策定条例を定め、浜中町の未来への発展を成し遂げるための総合計画を策定し、まちづくりの最上位計画として位置付けます。

第3章 総合計画の名称及び構成と期間、進捗管理

第1節 名称

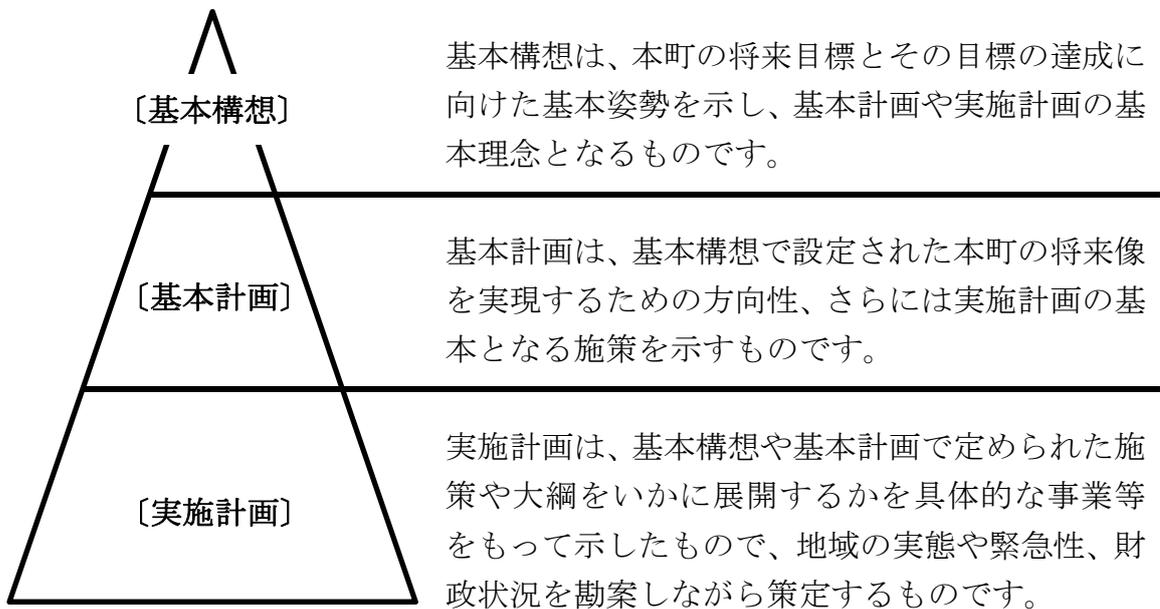
「第6期浜中町まちづくり総合計画」

本計画は、本町の将来に向けたまちづくりを実現するための指針となるもので、第5期までの名称を踏まえた表現としました。

第2節 構成と期間

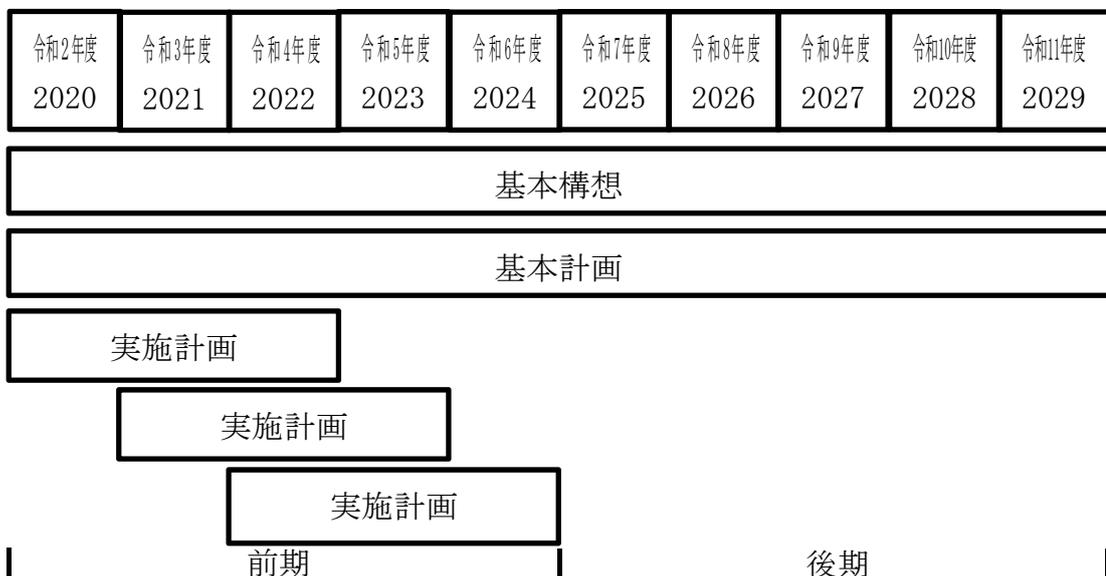
〔構成〕

この総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成します。



〔期間〕

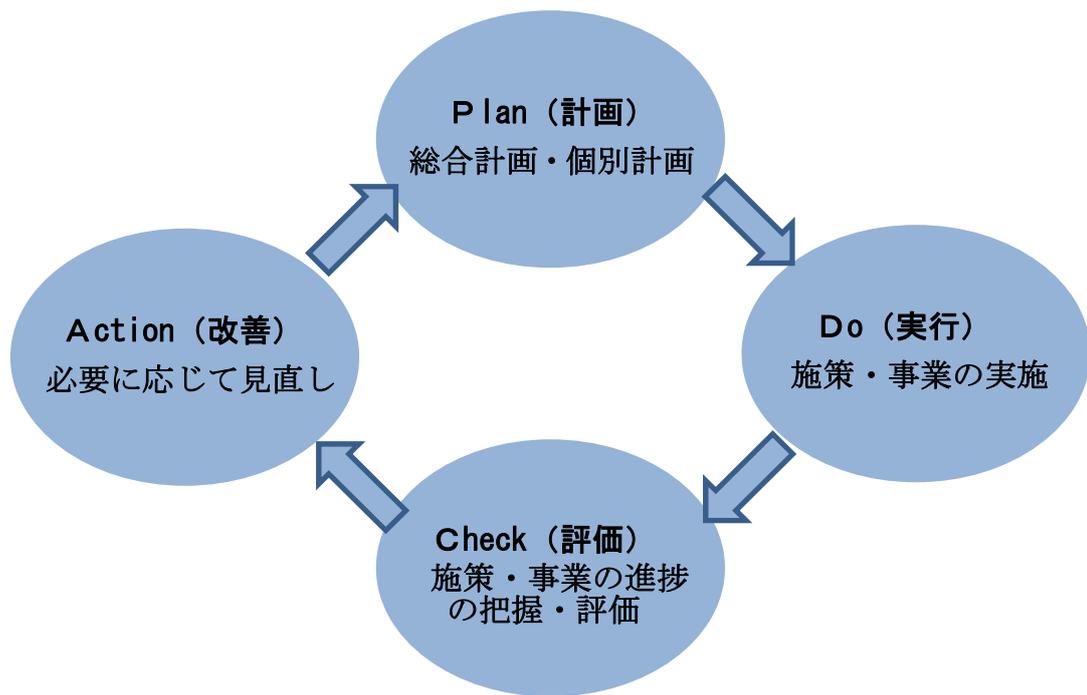
基本構想及び基本計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。実施計画は3年間とし、令和2年度から令和6年度を前期、令和7年度から令和11年度を後期と定め、毎年度見直します。



第3節 計画の進捗管理

総合計画を実効性あるものにするために、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルを確立し、着実な実行、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて見直しをしながら推進していきます。

図：PDCAサイクルの図



第4章 総合計画策定の背景

第1節 浜中町の概要

1 浜中町の沿革と歴史

本町は、元禄14年（1701年）に当時の松前藩がアッケシ場所を割いてキイタツブ場所を開いたのがはじまりであり、明治2年（1869年）7月函館に開拓使が設置され、同月蝦夷は北海道と改められましたが、このときから当地は佐賀藩の支配地となりました。同藩では12戸の農工民を移住させ、この人たちが本町における定住のはじめとなりました。

以来、明治13年（1880年）には榑町に戸長役場が設けられ、明治39年（1906年）に霧多布外1町4カ村を合わせて浜中村と改め、2級町村制を施行、大正8年（1919年）には1級町村制を施行し、国鉄根室本線の開通後は本格的な入植が始まり、急速に発展していきました。

昭和27年（1952年）の十勝沖地震津波、昭和35年（1960年）のチリ沖地震津波と二度にわたる大津波により甚大な被害を受けましたが、町民の努力により驚異的な復興を成し遂げ、昭和38年（1963年）には町制を施行し浜中町となり、平成26年（2014年）に開町135年、町制施行50周年を迎えました。

2 位置、自然状況

本町は、北海道の東部、釧路振興局管内の東端に位置し、東は根室市、北は別海町、西は厚岸町に接し、東南を太平洋に面しほぼ中央に霧多布半島が形成され、厚岸道立自然公園の一角をなしています。

町の総面積は、423.63km²で67kmに及ぶ海岸線は砂浜や奇岩絶壁を有し、嶮暮帰島をはじめとする大小の無人島が点在しています。南面を形成する海岸線の中央にある霧多布湿原は、一部が「霧多布泥炭形成植物群落」として国の天然記念物に指定されているほか、火散布沼や藻散布沼と合わせ『ラムサール条約登録湿地』に登録され、北海道遺産にも認定されています。

内陸部は中央を東西に鉄道が走っており、森林と農村地帯が広がり平坦な丘陵原野を形成しています。気候は年間平均気温5～6℃、最高気温は海岸部で20℃前後、内陸部で25℃前後、最低気温は-10℃前後と冷涼であり、春から夏にかけては沿岸部を中心に霧が発生しやすく、また秋から冬にかけては好天が続き年間降雨量は1,000mm程度です。

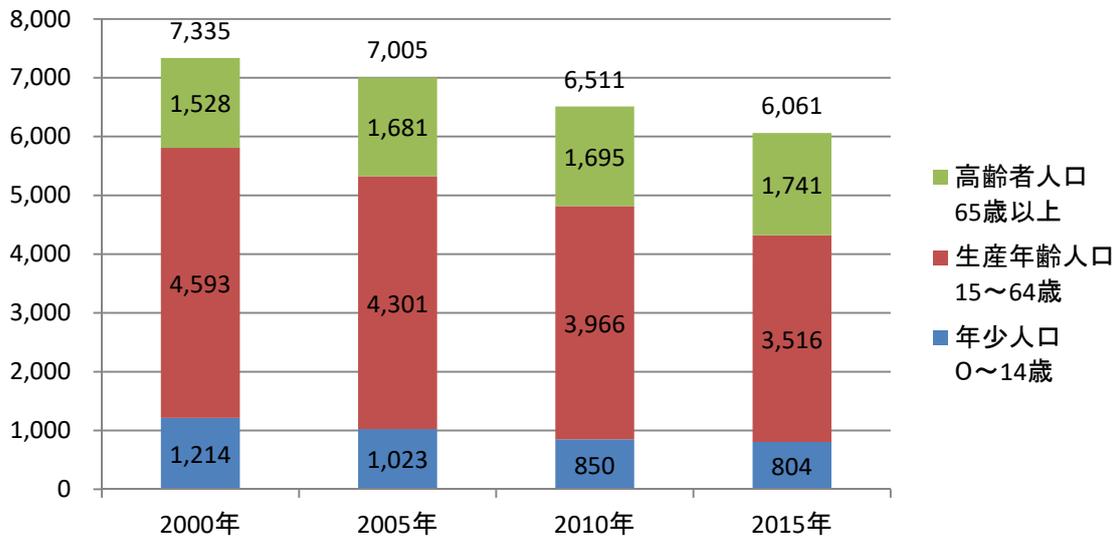
交通は釧路市と根室市を結ぶ国道44号線のほか中標津空港へ接続する道道別海厚岸線、海岸線を結ぶ根室浜中釧路線（北太平洋シーサイドライン）、町道の約300路線は地域住民の生活と産業道路そして観光道路として重要な役割を果たしています。

第2節 本町の現状

1 総人口

本町の人口は、平成27年度（2015年度）の国政調査によると総数は6,061人、世帯数2,325世帯となっており、1世帯当たりの世帯員数は2.6人となっています。昭和35年（1960年）には11,915人を数えていましたが、その後の高度経済成長期に若者を中心とする町外への流出と少子化が進み、減少傾向が続いています。

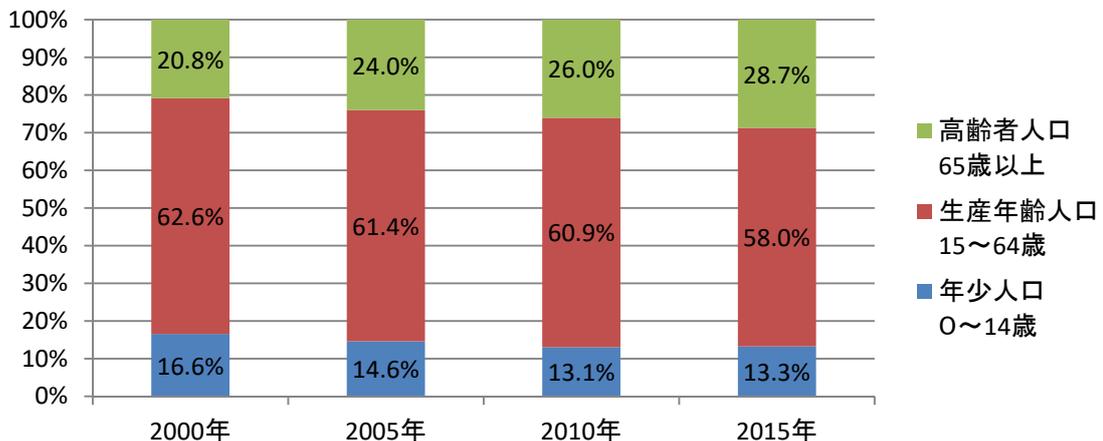
総人口の推移



2 年齢別人口構成

人口構成については平成27年度（2015年度）の国勢調査によると年少人口（0～14歳）が804人で13.3%、老年人口（65歳以上）が1,741人で28.7%、約3人にひとりが高齢者となっています。平成22年（2010年度）と比較すると年少人口は減少する一方で高齢者人口の増加が続いています。

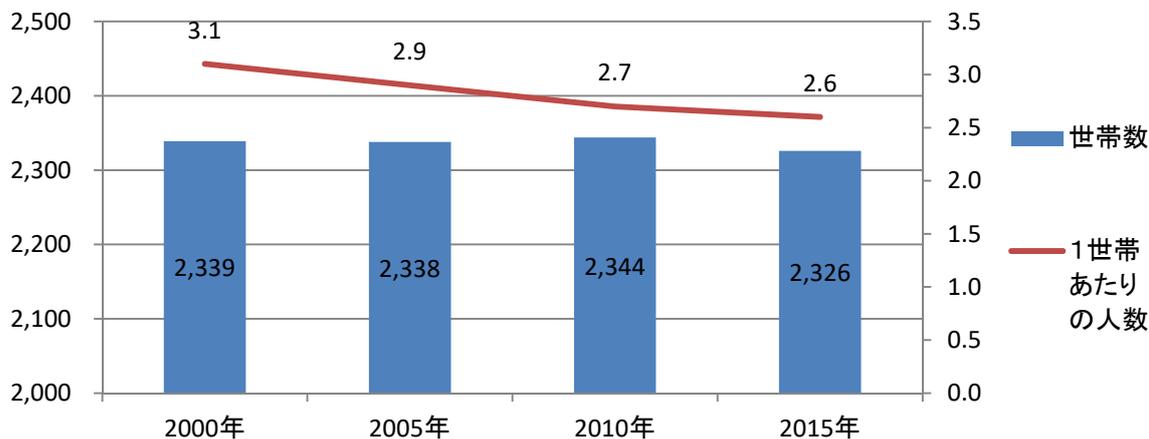
年齢別人口構成の推移



3 世帯数

世帯数は人口減少にもかかわらず、単独世帯や少人数規模の核家族化、世帯分離などによりほぼ横ばい状態が続いています。

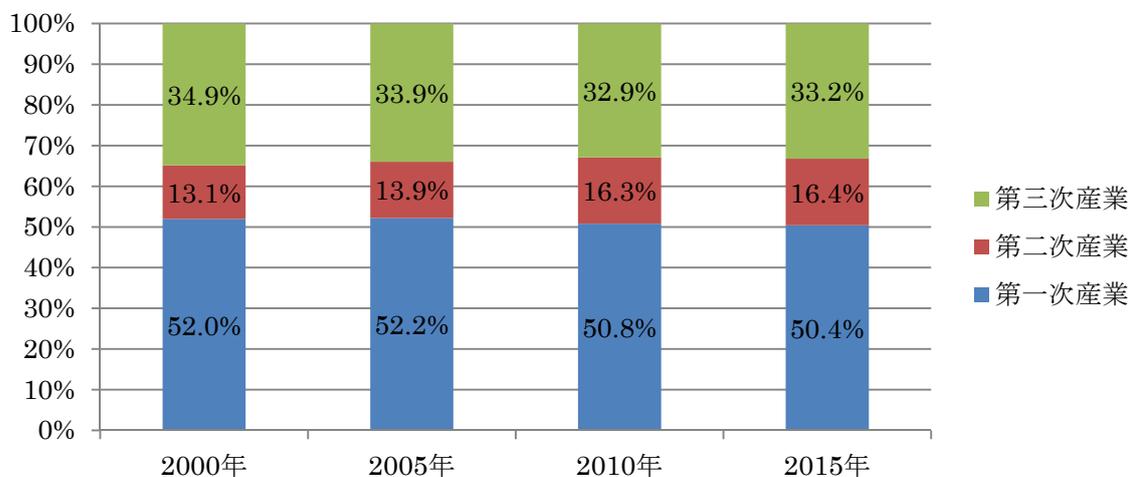
世帯数の推移



4 産業別就業者数

産業別就業者構成では、第一次産業が1,887人（50.4%）、第二次産業が613人（16.4%）、第三次産業が1,243人（33.2%）となっており、平成22年度（2010年度）と比較すると就業者人口は減っているものの、産業構成比率にはほとんど変化がない状況です。

産業別就業者数の推移



第3節 浜中町を取巻く社会・経済動向

本町を取巻く社会・経済動向は大きく変化しています。今後のまちづくりを進めるために踏まえるべき代表的な社会・経済動向は次のとおりです。

1 「人口減少社会」と「地方創生」

これまで、我が国の総人口は増加を続け、昭和42年（1967年）に1億人を超えましたが、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計では今後も減少が続き、令和42年（2060年）には、9,284万人まで減少すると見込まれています。

本町の総人口においても、昭和35年（1960年）の11,915人をピークに減少に転じ、平成27年（2015年）には6,061人となっています。以降、社人研の推計では、人口減少の傾向は変わらず、令和2年（2020年）には5,568人（ピーク時の約50%）、令和42（2060年）年には2,303人（ピーク時の約25%）と推計されています。

このような中、国においては、急速な人口減少や少子高齢化、大都市への人口集中に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくことを目的に、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

これを受け、本町においても人口・経済・地域社会の課題に一体的に取り組むべく、「浜中町人口ビジョン」や「浜中町創生総合戦略」を策定し、産業の振興や雇用の創出、若い世代の結婚や出産、子育て環境の充実、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを基本目標に据え、取組を進めています。

2 安心・安全に対する要望

我が国は古来より、地震や津波、豪雨、洪水、土砂災害、火山の噴火など多くの自然災害が発生してきました。

近年、未曾有の被害をもたらした平成23年（2011年）の東日本大震災や平成28年（2017年）の熊本地震、平成30年（2018年）の西日本豪雨、北海道胆振東部地震など大規模自然災害が発生しています。こうした経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下型地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

このような中、国においては、平成25年（2013年）12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年（2014年）6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、北海道において

も、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年(2015年)3月に策定するなど、今後の大規模自然災害に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されています。

本町においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、暴風雨・暴風雪・高潮などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっています。

3 地域との協働による自治の再構築

住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指していく改革として地方分権改革推進法(平成18年)が施行され、国から地方、都道府県から市町村へ権限委譲や規制緩和などが行われ、国と地方公共団体が担う役割が大きく変わりました。

この改革により地方公共団体は、自らの判断と責任で自らの進むべき道を見定め、具体的な方策を自ら実行する力が求められるようになりました。

また、その個性を活かし自立した行政運営が行えるようになった一方、「自己決定、自己責任」によるまちづくりや税収減、地方交付税の削減などによる厳しい財政状況下での行政運営となり、これまでの行財政の在り方を見直し、時代に即応した組織づくりが求められています。

このような自立したまちづくりにおいては、住民の参画や協働が必要不可欠です。自分たちのまちは自分たちでつくるという意識を持ち、多様化する地域課題の解決や住民主導による特色ある地域づくり、住民と行政との協働によるまちづくりを行うために、より一層の意識の醸成*や体制の確立、情報共有が求められています。

※醸成(じょうせい) …ある状態・気運などを徐々に作り上げてゆくこと

第4節 まちづくりの現状と課題

本町の現状や特性、第5期総合計画の点検・評価、町民からの提言やアンケート調査等を踏まえ、今後のまちづくりを進めていくための現状と課題を整理すると次のとおりです。

1 人口減少社会への対応

我が国の人口減少は急速に進行し、浜中町においても生産人口の減少や過疎化など、産業やコミュニティなど地域社会に大きな影響を与えることが懸念され、対策は喫緊の大きな課題となっています。

本町では、これまで人口の将来推計や目標数値等を示す「浜中町人口ビジョン」や人口減少対策の方向性や具体的な施策を示す「浜中町創生総合戦略」を策定し、様々な施策を展開してきました。

今後もこうした計画等との整合性を図り、産業振興による後継者対策や雇用の創出、子育て環境の整備、福祉・医療の充実、住環境の整備など横断的な施策により、すべての町民が安心して暮らし続けることができる環境づくりが求められます。また、町外からの移住希望者や外国人労働者等の受け入れ体制の整備も求められています。

さらに、持続可能な地域づくりを推進するために、国連が提唱し国も取り組んでいる「持続可能な開発目標（SDGs）*」などの考え方を取り入れた地域づくりを進めていくことが求められています。

2 持続可能な産業の振興

人口減少や世界的な経済の長期低迷、国際貿易協定の影響などにより、本町の基幹産業である酪農業や漁業などの第一次産業は、後継者不足や足腰の強い経営基盤の確立、競争力の強化など多くの課題に直面しています。

本町ではこれまで、産業基盤の整備や経営の安定化、後継者などの担い手の確保に努めてきました。

今後も人口減少や景気動向など不透明な状況が続きますが、本町が誇る高品質な牛乳や乳製品、牛・豚肉などの畜産物、昆布やウニなどの海産物などにより魅力ある産業の育成を図るとともに、本町の有する豊かな自然環境や地域資源の有効活用に努めながら、商工業や観光業などすべての産業が主体的に一体となって雇用創出や就業機会の確保、後継者対策、人材育成、外国人及び移住者の受け入れなどを進める必要があります。

3 自然環境の保全と生活基盤の充実

本町は、天然記念物に指定されている「霧多布泥炭形成植物群落」を中心とした霧多布湿原や多くの岬を有する海岸線、広大な丘陵原野や森林など豊かな自然と共生しながら酪農業や漁業などを振興し、発展を遂げてきました。この豊かな自然は、町外に誇れる町民の貴重な財産であり、後世に引き継いでいかなければなりません。

また、生活基盤における上・下水道施設や道路・橋梁などの老朽化や耐

震化の問題、地域公共交通ネットワークの維持、情報基盤の整備など住環境における課題もあります。

今後のまちづくりにおいても、美しい自然環境や景観を守りながら、環境負荷の少ない快適で住みよいまちづくりを進める必要があります。

4 災害に強いまちづくり

本町は、過去幾度にわたり地震やそれに伴う津波など自然災害の甚大な被害を受けながらも復興し、今日に至っています。また、東日本大震災など度重なる大災害を受け、国や北海道では大規模災害に備え強靱な国づくりが進められており、本町においても「浜中町地域防災計画」の策定や防災行政無線の整備、津波避難訓練の実施などを行ってきました。

しかし災害は、突然、想定を上回る規模で襲ってきます。災害時でも機能不全に陥ることなく、町民一人ひとりの生命と財産を守る「災害に強いまちづくり」をさらに推進する必要があります。

また、公共施設や道路、橋梁などの耐震化や老朽化に対する対応が必要な時期に差しかかっており、適切かつ計画的な管理、更新が必要となっています。

5 安心して暮らせる福祉と医療

本格的な人口減少や少子高齢化社会の中で、本町においては時機に応じた福祉施策を展開し、特に、子育て支援に関しては、妊産婦健診交通費や不妊治療費の助成、出産祝金の支給、高校生世代までの医療費の無償化、保育施設の建設や保育料の負担軽減などにより、子育てしやすい環境の構築を目指してきました。

今後は、経済的負担軽減とともに子育て環境の整備に対するニーズが多いことから、子どもの遊び場や交流の場の創出、支援などが課題となっています。また医療については、広域的な取組により医療体制の充実に努めてきましたが、町立浜中診療所の常勤医師1人体制への不安や小児科開設の要望等があることから、運営についての抜本的な検討が必要となっています。

6 地域に根ざした魅力ある教育

人口減少や少子高齢化などの影響により、本町でも学校の統廃合が行われ、現在は小学校3校、中学校3校、小中併置校1校、高等学校1校となりました。また、グローバル化の進展は社会に多様性をもたらし、急速な情報化や技術革新は人間生活を質的にも変化させつつあります。本町ではこれまで、地域の人材や素材を活かしたふるさと教育や環境教育などを取り入れながら、個性と創造性豊かな人間性を培う学校教育の推進や幼児か

ら高齢者までが主体的に学び、生活に潤いと活力を生み出し、学習の成果を地域社会に還元する社会教育の推進に取り組んできました。

今後は、本町の教育の将来ビジョンを明確にしながら、学校教育や社会教育、文化活動、スポーツ活動、地域での活動など様々な場面で、大人と子どもが関わり合いを深め、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決に主体的に生かしていける資質や能力を持った人を育成することが求められています。

7 地域と行政との共創*

情報化やグローバル化によりライフスタイルなどが大きく変化し、価値観が多様化・高度化している現在、地域的課題もまた多様化しています。そのため、多様化・高度化する地域的課題の解決には行政のみならず、その地域に住む住民や地域コミュニティなどとの協力が不可欠です。

本町では、自治会連合会や各自治会・町内会との連携を図りながら、地域と行政が一体となってまちづくりを進めてきました。

しかし、ライフスタイルの多様化や核家族化にともない、人と人との繋がりが希薄化し、地域コミュニティの活動が衰退し、地域の力が低下しつつあります。地域コミュニティは、個人や家族だけでは解決できない地域課題を共助、相互扶助により解決する大変重要な役割を担っており、近年では災害等を契機に、共助社会の重要性が再認識されています。

本町ならでは個性豊かなまちづくりを推進するためにも、こうした地域コミュニティ活動が継続でき、地域と行政が共にまちを創るための多様な仕組づくりが求められています。

8 行財政の的確な運営

本格的な人口減少社会の到来により、本町もこれまで以上に厳しい財政状況の中で行政運営をしていかなければなりません。本町では、8次にわたる行政改革大綱を策定し、安全かつ良質な行政サービスの提供や財政健全化などに取り組んできました。

しかし、地方分権が進む中であって、多様化・高度化する住民ニーズに対応するためには、さらに柔軟かつ効率的な行政サービスの提供が求められます。また、限られた財源を選択と集中により効果的、重点的に投資する必要があります。そのためには、公正・公平性・透明性を一層高めつつ情報発信を積極的に行い、時代の変化に即した効率的、効果的な行財政運営に取り組んでいく必要があります。

※持続可能な開発目標（SDGs）…2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際社会共通の目標。17の目標、169のより具体的な目標から構成される。

※共創（きょうそう）…多様な立場の人たちと対話しながら、新しい価値を「共」に「創」り上げていくこと。

第2部 基本構想

第1章 めざすまちの姿

第2章 将来像実現のためのまちづくりの分野別基本目標

第3章 将来像の実現に向けて

第2部 基本構想

第1章 めざすまちの姿

第1節 基本理念（浜中町民憲章）

浜中町民憲章は不朽の基本理念であり、まちづくりの原点としてすべての町民が心におき、展開していく必要があります。

浜中町民憲章

わたしたちは無限に広がる大海原と大平原に包まれ、美しい自然の中に生きる浜中町民です。

先人のたくましい開拓精神を受け継ぎ郷土の未来の発展を願い、よりよい町を築くためにこの憲章を定めます。

- 1 豊かな自然を生かし、生産を高め、活気のあるまちをつくりましょう
- 1 たがいに助け合い、あたたかいまちをつくりましょう
- 1 スポーツに親しみ、健康で楽しいまちをつくりましょう
- 1 子どもの夢を育て、幸せなまちをつくりましょう
- 1 文化を高め、きまりを守り、平和なまちをつくりましょう

昭和53年10月1日 制定

第2節 まちづくりの基本的な考え方

本町は、厳しいながらも広大な大地と豊かな資源を育む太平洋に恵まれ、農・漁業を中心に自然と調和したまちづくりを進めてきました。

近年、町を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少や経済の低迷、多様化・高度化する価値観や生活スタイルに伴う地域課題の複雑化、大規模な自然災害の発生など多くの難題を抱えています。しかし、先人が幾多の困難を乗り越えてきたように、私たちも責任と未来に希望をもってこの困難を乗り越えていかなければなりません。

そのためにも10年後の将来を見据え、地域と行政が一体となり、かけがえのない自然環境を大切にし、地域特性を活かした産業振興を図りながら、郷土に対する愛着と誇りを醸成し、町民一人ひとりの笑顔が輝くまちづくりを目指していきます。

第3節 浜中町のまちづくりのテーマ（将来像）

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ

自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

第4節 実現に向けた基本姿勢

「笑顔輝く共創のふるさと はまなか」

だれもが安心して暮らし続けることができる「ふるさとはまなか」を町民と行政とで共に創り上げることで、町民一人ひとりの笑顔が輝くまちを目指します。

「自然とともに生きるまち はまなか」

美しい自然環境を守りつつ、自然災害への対策を進め、快適で住みよいまちを目指します。

「豊かな大地と海のまち はまなか」

大地と海の恩恵を受けながら第一次産業を振興し、商工業や観光業との結びつきにより、まち全体の活性化を目指します。

第5節 将来人口の指標

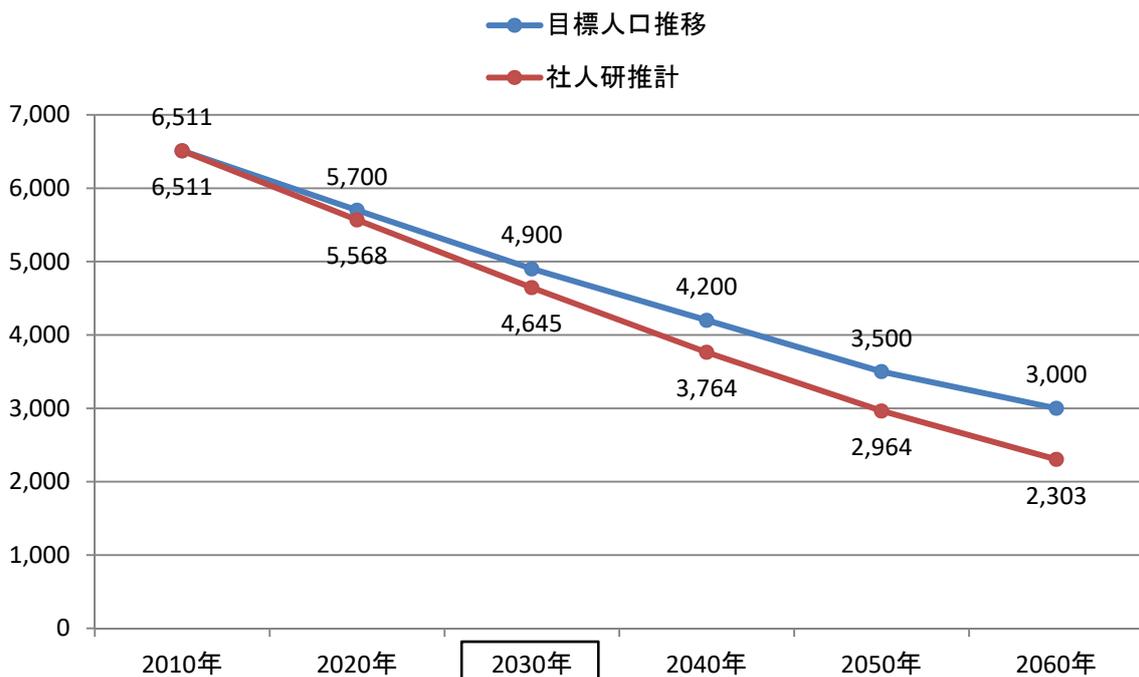
1 本計画における目標人口

今後のまちづくりを進めていく上で、人口減少は地域社会に大きな影響を与えます。国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）に準拠した推計では、今後も本町の人口減少が進むことが見込まれ、本計画の計画期間が終わる令和12年（2030年）には、4,645人程度になることが予測されています。

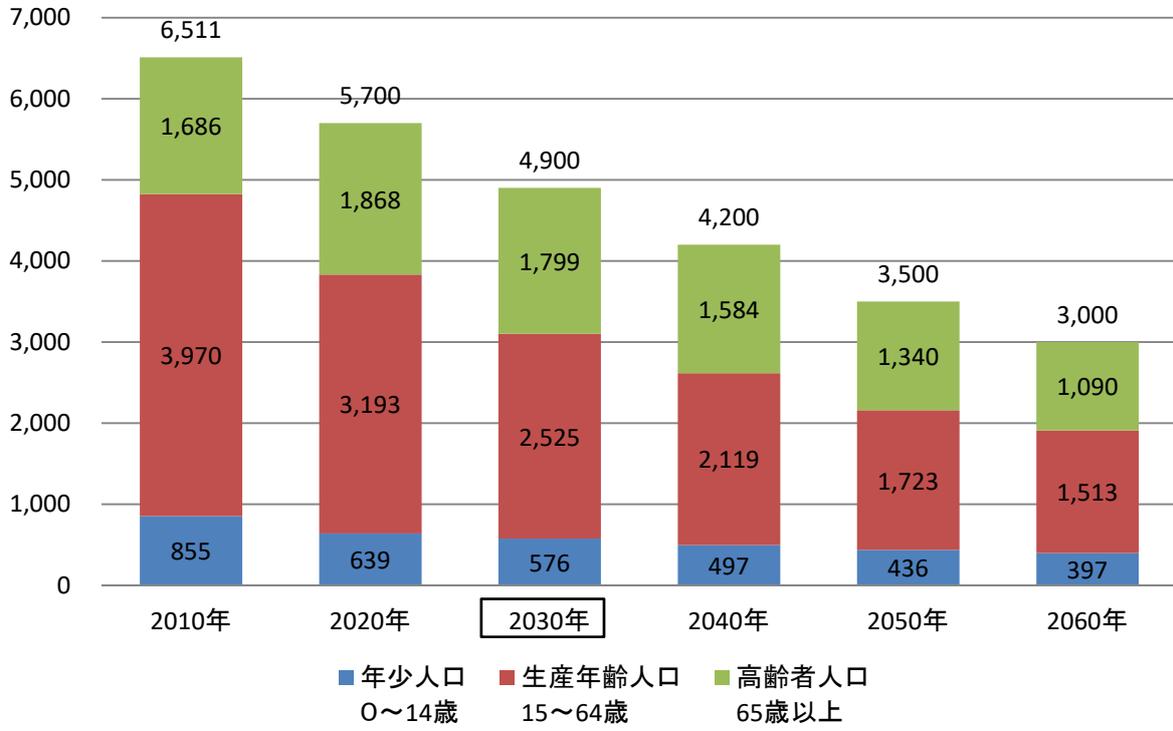
そこで、総合計画に基づく各種施策の展開により持続可能なまちづくりを進めることにより、令和12年（2030年）の目標人口を次のとおり定めます。

目標人口：令和12年（2030年）人口4,900人

浜中町の目標人口推計



年齢別人口構成推計



2 目標人口推計の前提条件

- 平成27年（2015年）の人口を基準としています。
- 現在の合計特殊出生率は1.54ですが、令和12年（2030年）までに2.00、令和32年（2050年）までに2.07まで上昇させることを目指します。
- 純移動率について、転出者数を抑制し、社会減を一定程度改善します。

第6節 土地利用の基本方針

土地は全ての生活の基点であり、居住により文化が生まれ、生産活動の基盤として町の発展の基礎を形成しているものです。

本町の恵まれた自然環境と美しい景観の保全を図るとともに、地域経済の発展と生活の質的向上に努めながら土地の保全・利用を進めます。

① 宅地・市街地地域

公共施設や住宅街、商店が集まる霧多布市街地域・散布市街地域・茶内市街地域・浜中市街地域・姉別市街地域をはじめ町内の住宅地については、自然環境と調和した快適で安心・安全な住環境の整備を進めます。

② 丘陵原野地域

町北西部から東部に広がる丘陵原野には、農地や森林が広がっています。本町の基幹産業の一つである酪農業の振興を図りながら、環境負荷の少ない酪農業の推進や森林の乱開発を防ぐなど、自然環境を守りながら土地利用を進めます。

③ 海岸地域

町南部の太平洋に面した海岸地域については、本町のもう一つの基幹産業である漁業の振興を図り、豊かな漁場や増養殖漁業の場として活用しながら、海洋環境や美しい海岸線の景観保全に努めます。また、海岸侵食防止対策を進めます。

④ 自然地域

天然記念物に指定されている「霧多布泥炭形成植物群落」を中心とした霧多布湿原や大小様々な湖沼、広大な丘陵原野など、浜中町は恵まれた自然環境が保持されています。土地利用にあたっては、長期的な視野に立ち、自然の保全と利活用の調和を図りながら土地利用を進めます。

第2章 将来像実現のためのまちづくりの分野別基本目標

第1節 まちづくりの基本目標

まちづくりを担うすべての人が目指すまちの姿を共有して、その実現のために力を合わせていくことが重要です。そこで、目指すべきまちの方向性を6つの基本目標として定めます。

基本目標1【産業の垣根を越えて、みんなで築きあげる活力あるまちづくり】

農林水産業、商工業、観光業など浜中町の恵まれた自然環境や地域資源を有効活用した産業振興など、産業界が一体となった活力あるまちを目指します。

基本目標2【自然を守り未来につながる住みよいまちづくり】

本町が有する豊かで魅力的な自然環境や景観を守り継ぎながら、住環境の整備など快適で住みよいまちを目指します。

基本目標3【災害に強く町民によりそったまちづくり】

自然災害に対し強くしなやかな防災対策を進めるとともに、消防・救急体制の強化を行い、町民の生命と財産を守るまちを目指します。

基本目標4【子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくり】

町民が互いに支え合い、出産や子育て、健康づくりなど地域福祉や医療体制の充実を図りながら、だれもが安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

基本目標5【豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり】

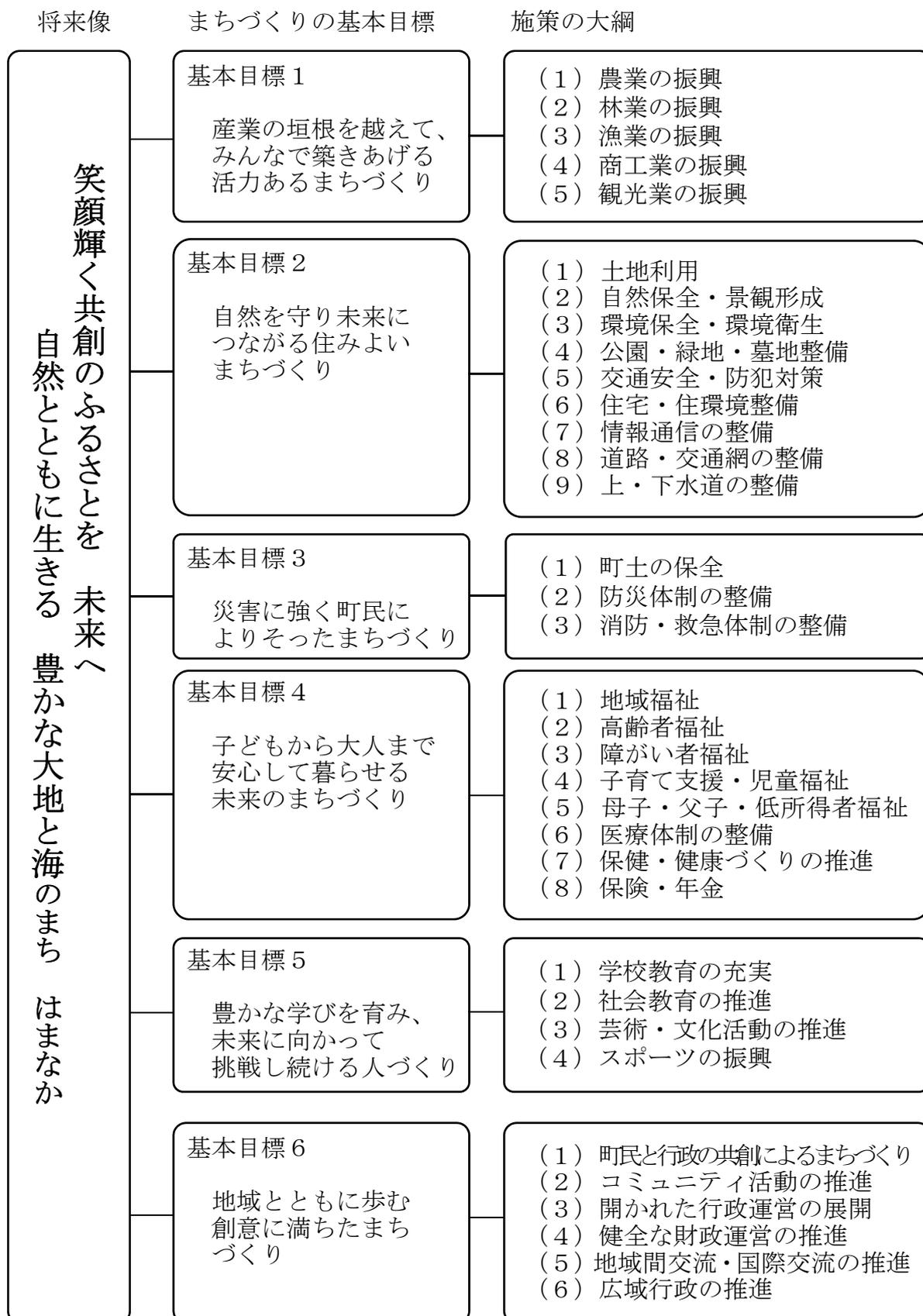
ふるさと浜中に誇りを持ち、生涯にわたり心豊かに学び続け、健やかな人生を実現する、次代を担う人づくりを目指します。

基本目標6【地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり】

行政の公正・公平性・透明性を一層高めつつ情報発信を積極的に行い、町民に信頼される行財政運営を進めるとともに、町民一人ひとりがまちづくりの主角となる、共創のまちを目指します。

第2節 施策の体系図

まちづくりの6つの基本目標を実現する手段として、35の施策の大綱を定め、基本計画の中で主要な施策や主要事業について定めます。



第3章 将来像の実現に向けて

第1節 戦略プロジェクト

まちづくりのテーマ（将来像）「笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか」 実現のために、基本目標や施策の大綱を横断して戦略的に取り組むプロジェクトとして「戦略プロジェクト」を設定します。

1 だれもが安心して暮らせるまち プロジェクト

「笑顔輝く共創のふるさと はまなか」

だれもが安心して暮らし続けることができる「ふるさと はまなか」を町民と行政とで共に創り上げることで、町民一人ひとりの笑顔が輝くまちを目指します。

人口減少が進む現在、子育て環境の整備や地域医療の充実、地域を支える人材の育成、コミュニティ活動の促進など安心して暮らせる環境の整備がまちづくりに求められています。

本町の基幹産業である農業・漁業を中心に、若い世代が働きながらしっかりと子育てができる環境を整えるとともに、地域医療の充実や地域福祉の基盤整備を進める必要があります。

また、地域の人材や素材を活かしたふるさと教育や環境教育、スポーツ活動などを取り入れ、郷土愛の醸成につなげる必要があります。

持続可能なまちづくりを進めるためには、住民や行政がそれぞれの役割を發揮し、将来像を共有し一緒にまちを創り上げていくことを意識し、課題を解決することで町民一人ひとりの笑顔が輝くまちを目指します。

関連する主な施策の大綱

地域福祉	学校教育の充実
高齢者福祉	社会教育の推進
障がい者福祉	芸術・文化活動の推進
子育て支援・児童福祉	スポーツの振興
母子・父子・低所得者福祉	町民と行政の共創によるまちづくり
医療体制の整備	健全な財政運営の推進
保健・健康づくりの推進	広域行政の推進
保険・年金	

2 安心・安全な住みよいまち プロジェクト

「自然とともに生きるまち はまなか」

美しい自然環境を守りつつ、自然災害への対策を進め、快適で住みよいまちを目指します。

町民が安心・安全に、将来にわたって住み続けるためには、豊かな自然環境を守りつつ、日常の生活基盤の向上を図るとともに、災害からしっかり安全が確保されることが必要です。

本町は、雄大な自然に育まれ発展してきました。この豊かな自然は大切な財産として後世に残さなければなりません。そのためにも循環型社会の構築による自然との共生や地域資源の持続可能な活用を意識した取組を進める必要があります。

また一方で、住み続けるためには、快適で住みよいまちの形成が求められます。道路網や上・下水道、住環境の整備をはじめ、交通インフラや情報通信インフラなど快適で魅力的な生活環境の整備が必要です。

さらに、本町は過去に多くの自然災害に遭遇した経験とその教訓をもとに「災害に強いまちづくり」を進めており、今後も対策を進め町民一人ひとりの安心・安全な住みよいまちを目指します。

関連する主な施策の大綱

自然保全・景観形成
環境保全・環境衛生
土地利用
公園・緑地・墓地整備
交通安全・防犯対策
情報通信の整備
道路・交通網の整備

上・下水道の整備
住宅・住環境整備
町土の保全
防災体制の整備
消防・救急体制の整備
コミュニティ活動の推進
開かれた行政運営の展開

3 産業の魅力度アップ プロジェクト

「豊かな大地と海のまち はまなか」

大地と海の恩恵を受けながら第一次産業を振興し、商工業や観光業との結びつきにより、まち全体の活性化を目指します。

将来にわたって基幹産業である農業・漁業を守っていくことは、本町のまちづくりの基本です。豊かな自然環境を活かし、生産基盤の整備や経営基盤の安定化などを進めながら魅力ある産業の育成が必要です。

また、持続発展的な産業育成のため、産業後継者の確保、人材育成の強化を進める必要があります。

さらに、一次産業と商工業、観光業を結びつけ、地場製品の付加価値化やブランド化などに取り組み、本町の優れた観光素材等と併せ、オール浜中で魅力を対外的にPRすることで、交流人口の拡大を図りながらまち全体の活性化を目指します。

関連する主な施策の大綱

農業の振興

林業の振興

漁業の振興

商工業の振興

観光業の振興

地域間交流・国際交流の推進